教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

平成26年5月7日　　群馬県教育委員会

1　失効した免許状

(1)　氏名及び本籍地　廣木　透、群馬県

(2)　免許状の種類（教科）及び番号

①小学校教諭一種免許状

平21小一種第238号

授与年月日　平成22年3月31日

②中学校教諭一種免許状（国語）

平21中一種第166号

授与年月日　平成22年3月31日

授与権者　群馬県教育委員会

③高等学校教諭一種免許状（国語）

平21高一種第301号

授与年月日　平成22年3月31日

授与権者　群馬県教育委員会

(3)　失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号該当

(4)　失効年月日　平成26年3月24日

2　失効した免許状

(1)　氏名及び本籍地　萩原智恵子、群馬県

(2)　免許状の種類（教科）及び番号

①小学校教諭一級普通免許状

昭50小一普第347号

授与年月日　昭和51年3月19日

授与権者　新潟県教育委員会

②中学校教諭一級普通免許状（社会）

昭50中一普第187号

授与年月日　昭和51年3月19日

授与権者　新潟県教育委員会

③高等学校教諭二級普通免許状（社会）

昭50高二普第334号

授与年月日　昭和51年3月19日

授与権者　新潟県教育委員会

④養護学校教諭二級普通免許状

昭61養学二普第2号

授与年月日　昭和61年5月1日

授与権者　群馬県教育委員会

⑤聾学校教諭二種免許状

平16聾2種第5号

授与年月日　平成16年11月30日

授与権者　群馬県教育委員会

(3)　失効年月日　平成26年3月24日

(4)　失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

平成26年5月7日　　徳島県教育委員会

1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類

内　久利、徳島県、広島県教育委員会

(1)　中学校教諭1級普通免許状（理科）

(2)　高等学校教諭1級普通免許状（理科）

2　失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号該当

無縁墳墓等改葬公告

一級河川岩木川水系岩木川津軽ダム建設工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成26年5月7日　　青　森　県

1．墳墓等所在地　青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字村元55番

1．墳墓等の名称　一級河川岩木川水系岩木川目屋ダム貯水池敷地

1．死亡者の本籍及び氏名　不詳

1．改葬を行おうとする者　青森県青森市長島1丁目1番1号　青森県知事　三村　申吾

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十六年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月七日

福島県郡山市中田町柳橋字町四九六番地の八

有限会社吉田工務店

清算人　吉田　寛

解散公告

当法人は、平成二十六年三月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月七日

埼玉県入間郡毛呂山町南台一丁目一一番地五

特定非営利活動法人スリア留学研究所

清算人　中村　昭一

解散公告

当社は、平成二十六年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月七日

埼玉県鴻巣市本町四丁目七番一四号

株式会社H＆R

清算人　檜木ひろみ

解散公告

当社は、平成二十六年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月七日

千葉県我孫子市布佐平和台三丁目一番一号

有限会社後藤ラボ

清算人　後藤　早苗

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月七日

東京都江戸川区西小岩一丁目二一番一八号

株式会社in&in Planning

代表清算人　鄭　南淑

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月七日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

合同会社ＲＩＳＩＮＧ２

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、平成二十六年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月七日

東京都中野区中央五丁目三九番一三―一一〇一号

株式会社ファストチャージ

代表清算人　石井愛一郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月七日

東京都千代田区麹町五丁目五番地共立麹町ビル三〇一　公益財団法人ＩＭＳＩＥＫＥＮ

代表清算人　坂　大成

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十六年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月七日

東京都板橋区仲宿五三番地

鈴木電気株式会社

代表清算人　小島　玲子

解散公告

当社は、平成二十六年四月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月七日

東京都港区西新橋二丁目五番八号

有限会社アルス

清算人　菅間　映二